

医療事故調査制度とは?

自治体病院職員として 最低限知つておきたい基礎知識

平成26年6月の医療法改正で創設が決まった医療事故調査制度が昨年10月に入スタートしました。医療機関で診療行為に関連した予期せぬ死亡事故が起きた際には、第三者機関である医療事故調査・支援センターに報告し、必要な院内調査を行わなければならず、自治体が経営する病院や診療所も規模にかかわらず対象となります。新制度の課題や対応について、A町診療所事務長と弁護士によるQ&A方式で考えてみたいと思います。

A町立診療所事務長Bさん うちの町の診療所はベッド数一九床で、常勤医師はE院長一人という小規模なものですが、先日、当院の入院患者Cさん（六五歳）に対して、看護師Dが大病院から派遣されていたF医師の指示内容を勘違いして、誤つてインスリ

E院長はすぐに警察に届けたのですが（注1）、Cさんの遺族にE院長や私は謝罪したところ「医療事故調査支援センターに届けたのか？」院内で事故原因について調査したのか？」と質問してきましたが、警察には届けたのですから、もうそれでいいのですよね？

弁護士 平成二六年六月に医療法が改正されて「医療事故調査制度」が創設され（注2）、二七年一〇月一日から施行されました。知っていますか？
Bさん 新聞報道等で名前は知っていますが、大学病院のような大きな病院のみが対象となると思っていました。うちのような小さな医療機関も対象

になるのですか？

弁護士 医療法上、すべての病院、診療所、助産所が対象になっていますから、規模は全く関係ありません。提供した医療に起因する死亡であって、死亡について予期していなかつた場合（注3）には、医療法上の「医療事故」に該当することになり、医療事故調査・支援センター（以下「センター」といいう）に報告しなければなりません。

Bさん 「医療事故」に該当するかどうかは誰がどのように決めるのでしょうか？ 遺族の意見に従う必要はあるのでしょうか？

うか？ 遺族の意見に従う必要はあるのでしょうか？

うか？ 遺族の意見に従う必要はあるのでしょうか？

Profile



佐々木 泉顕 (ささき・もとあき)

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所
TEL011-261-8455 FAX011-261-9188
・北海道町村会顧問
・一般社団法人札幌市医師会顧問
・北海道教育委員会顧問

条及び民法第七二四条により、入居者が過誤徴収の事実を知った日から三年間か、または各々の過誤徴収の時点から二〇年間となります。(注6)

したがって、不当利得構成の場合には、過誤徴収の時点から二〇年間の時効消滅期間が経過していることになります。ただし、国家賠償法構成の場合には、まだ、時効期間が経過していない場合があり得ることになります。

Bさん 町はどうちらの法的構成を選択すべきなのでしょうか?

弁護士 一般に過誤徴収の場合の返還義務の法的根拠としては、不当利得構成が最も実態に合致するものではあります。が、どちらか一方のみしか主張できない選択的なものではなく、併存するものですので、どちらの法的構成も同時に成立立とを考えられます。

Bさん 安堵しました。町としては入居者の方には大変申し訳なく思つておりますので、支出根拠は民法第七二三条の不当利得とした上で、還付加算金は、地方税法に従つことにしながらも、町の帰責性が高いことから、徴収の日から二〇年遡つて支払うことにしておきたいと考えております。ところで、担当職員については賠償責任を追及することは認められるのでしょうか?

解説

弁護士 もともと、受領する権限がなかった使用料を返還するだけのことですから、過誤納金の返還については、損害と認定することはできません。

また、還付加算金についても受け取った金員に利息を付すことが直ちに損害とは考えにくいので、仮に担当職員に重過失があったとしても、この場合には賠償責任を追及するのは難しいと思います。(注7)。

Bさん 過誤納金の返還については、町は新たに要綱を作成すべきなのでしょうか?

弁護士 必要不可欠ではありませんが、返還金支出の根拠、返還金の対象者、返還加算金率、期間等について明確にするためには、きちんと要綱を作成することが望ましいと考えられます。(注8)。

張さんは大変申し訳なく思つてお

りますので、支出根拠は民法第七二

三条の不当利得とした上で、還付加

算金は、地方税法に従つことにしなが

ら、町の帰責性が高いことから、徴

収の日から二〇年遡つて支払うこと

にしておきました。ところで、

担当職員については賠償責任を追及す

ることは認められるのでしょうか?

数の職員によりチェックするなどの対策が必要である。

法2 A町は、正当な根拠が無いにもかかわらず、住宅使用料を譲つて多く徴収していることから、過大徴収された部分について、法律上の原因無く利得を得たとして、民法第七二三条の不当利得返還義務を負うとする考え方である。

法3 過誤徴収が発生した原因は、担当職員が、住宅の基礎データの入力ミスによつて、住宅使用料の過誤徴収をして、入居者に損害を与えていたと評価できるため、国家賠償法第一項の損害賠償責任を負うという構成である。この場合の損害は、過大徴収された使用料分の金額となる。

法4 利率もさることながら、利息の発生時期についても差異が生じる。不当利得構成によれば、還付の対象となる不当利得は、誤つて过大に徴収された使用料そのものであるため、その還付については、地方税法第一七条の四によつて、過誤納付があつた日の翌日から利息が発生することになるが、国家賠償法構成では、民法の不法行為と同じく、過誤納付があつた日を初日として利息が発生することになる。

法5 不当利得返還義務の原則どおり、利率については、民法第四〇条を適用して年五分の割合とする考え方もある。

求償額が職員に故意又は重過失が存在する場合に限定されることのバランスや、本件の場合には、そもそも損害を観念することが難いので、賠償請求は難しいと考える。

法6 不当利得構成をとりながら、譲つて支払う期間を二〇年とする場合には要綱を作成しておこうことが必要と考える。

時効である。

消滅時効の趣旨は、権利の上に眠る者は保護しないことにあるから、債権者(本件では、債務者(本件では返還義務を負うA町))が援用(主張)しなければ時効の効果は生じない。

それに対して「二〇年」は、除斥期間であり、法律関係の早期安定化制度であるため、当事者の認識や意思にかかわらず、権利の存在を認識したときから時効が進行します。基本的に時効の主張は当事者の意思に委ねられており、時効期間が経過したことを利用請求権を有する入居者)が、返還請求権の存在を認識したときから時効が進行する。

債権者が権利の存在を認識した時期とは無関係に、かつ、援用を待つことなく、それぞれの過大徴収時期から二〇年が経過する、返還請求権は消滅する。

注1 最近、固定資産税や本件のような公営住宅使用料の過誤徴収の事案が増大している。

原因の多くは基礎データの入力ミスなどによるものであるが、担当者一人では気付かれない場合が多いことから、組織体制として複